

Title	英仏両国対独逸貿易上の関係
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.12 (1916. 12) ,p.1725(101)- 1735(111)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19161201-0101">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19161201-0101</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 新刊

消費稅下社會政策	法學博士 神戶正雄	獨逸社會政策的保險の由來	法學博士 粟津清亮
獨逸社會黨ニ於テ	法學博士 桑田熊藏	特殊部落問題	法學博士 山本美越乃
小學兒童食事供給問題	法學博士 河上肇	普國政府ト産業組合	法學博士 小野義一
我國ニ於ケル土地所有權の移動	法學博士 高岡熊雄	中等階級政策ニ就キテ	文學博士 内田銀藏
米國ノ新海員法	ドクトル 伊藤重治郎	我國ノ相續稅ヲ論ズ	法學博士 工藤重義
農業労働者ノ保護	法學博士 河田嗣郎	貧富問題	法學博士 田島錦治

# 最近社會政策

菊判全二冊 (紙數八百餘頁) 並製金貳圓	上製金貳圓貳拾五錢	送料内地金十二錢
社會問題の調査方法	法學博士 山崎覺次郎	造兵制度ニ就テ
戰時の英國婦人労働問題	法學士 渡邊鐵藏	日本之宗教觀
生存權ノ社會政策	法學博士 福田德三	戰後ノ日本
産業組合ノ經營ヲ論ズ	法學博士 河津進	道路ニ關スル課役制度
東京ニ於ケル二十職工家計調査	法學博士 高野岩三郎	戰益稅論
米價調節ト朝鮮米	法學博士 矢作榮藏	アーノルド、トインビー
		法學博士 戸田海市
		法學士 下村宏
		法學士 山内正瞭
		法學博士 松岡均平
		法學博士 小川郷太郎
		商學士 武藤長藏
		農學博士 新渡戸稻造

發行所 東京神田橋一丁目 電話本局三三三番 九四番 有斐閣

## 雜錄

### 英佛兩國對獨逸貿易上の關係

堀江 歸一

本編に掲ぐる數字は佛國人イーツ、ギョー氏著「戰爭の原因并に結果」より採抄したるものなり

#### 第一 英獨兩國の關係

獨逸に於けるカールテルの勢力は實に同國對外的經濟發展の礎石を以て見る可きものなり。即ち同一産業に従事する生産者の間に任意の團結を設け各自獨立の地位を保ちつゝ、市場を獨占する目的を以て行動し、時に團體に屬する各

員の間に生産を制限し、販賣法を一定することありと雖も、其本來の目的は内國市場に於ける販賣獨占到存し、斯く内國市場を獨占する結果として收め得たる餘力を對外市場に於ける販賣の擴張に利用せんとす。獨逸に於けるカールテルの發達は千八百七十九年の保護關稅に發し、同年の關稅則改正に依て石鹼並にダイナマイトの原料價格騰貴し、生産者が一般の協定に依て賣價と生産費とを調節せしめんとしたるもの即ちカールテルの起れる所以にして、爾來千八百八十一年より同九十年、千八百九十五年より千九百年、千九百四年より同七年に至る好景氣時代に於て、其發達を告げたり。

カールテルの武器とする所は内外差別價格の維持にして、市場を獨占したる内國に於て價格を高くし、競争ある外國に於ては之を低くして以て販賣を擴張せんとす。茲に於てか内外國の製造業者にして、同一の物資を使用するものと

せんか、内國の製造業者は外國の製造業者に比較して、不利益の地位に陥り、假令内國市場に於ては保護關稅則に依て、外國の競争を遮斷するを得ることに依て、特に不利益を感ぜざるも、保護の及ばざる外國市場に於ては、不利益を感ぜざるを得ず。カールテルの供給する物資を使用する内國製造業者が此點を捉へて、以てカールテルに攻撃を加ふるは有力なる理由を存す可し。斯くてカールテルの産物を使用する製造業者に交付するに輸出獎勵金を交付するの制度を必要とし、現に骸炭並に石炭カールテル、鐵及び鋼鐵カールテルは千九百二年以來デユッセルドルフに事務所を設けて、其事務に當りライオン、ウエストフアリア石炭カールテルの如き、千九百九年十二月以後千九百十年三月まで輸出品製造業者の製造に費したる石炭一噸に對し、一馬克半の獎勵金を、同年以後一馬克の獎勵金を交付することゝしたり。

英國に保護關稅なく、當業者の間に自由競争に基く個人性の發達盛にして、カールテル類似の組織の起らざるは、輸出貿易の發展を沮害する一原因を以て目せらるゝ所なり。今、英獨兩國の貿易を見るに、近年の増加左の如し。

英國の外國貿易 (單位百萬磅)

輸入(再輸出を除く)	輸出	合計	
一九〇四年	四八〇、七	三〇〇、七	七八一、四
一九一二年	六三三、九	四八七、二	一一二〇、一
一九一三年	六五九、一	五二五、二	一一八四、三

獨逸の外國貿易 (單位百萬馬克)

一九〇四年	六、八二一	五、三一一	一一、一三六
一九一二年	一〇、六九一	八、九五六	一九、六四七
一九一三年	一〇、七七〇	一〇、〇九八	二〇、八六八

即ち千九百四年と千九百十三年とを比較し、英國貿易の増加率は五割一分八厘なるが、獨逸の増加率は六割九分にして、殊に千九百十三年に於ては英國の貿易十一億八千四百三十萬磅に

對し、獨逸の貿易は英貨換算十億四千三百四十萬磅に上り、略ぼ相伯仲するに至れるが如き、最も注目す可き事實なりとす。

然らば英獨兩國間の貿易は如何。其一斑を表示するに左の如し。(單位一千磅)

英國の對獨輸出	獨逸の對英輸出	
一九〇一年	二二、五七三	三二、二〇七
一九〇二年	二二、八五〇	三三、六三三
一九〇三年	二二、五五〇	三四、五三三
一九一〇	三七、〇二〇	五八、一〇五
一九一一年	三九、二八三	六一、二七七
一九一二年	四〇、三六二	六五、八四一
一九一三年	四〇、六七七	七六、一八五

獨逸の對英輸出は千九百一年と比較し、千九百十三年に於て一倍五分を、千九百十三年に於て一倍三七を増加し、一方に英國の對獨輸出は同一時期に於て、七割並に七割二分の増加に止まれり。即ち獨逸は何れの時期に於ても、英國に向つて賣る所多くして、英國より買ふ所少な

きは争う可からざる事實にして、此事たる、固より國際貸借の關係に於て、獨逸が英國に債務を負ひ、英國が獨逸に債權を有するが爲めに生ずるものある可しと雖も、輸出増加の盛なる斯の如く爲るに於ては、獨逸は國際貸借上の債務を償うて餘りありとす可し。

然らば英獨兩國の間に行はるゝ貿易の内容は如何なる状態に居るや。貨物を三種に區別して輸出入の關係を見るに左の如し。(單位百萬磅)

第一類 食料飲料並に煙草

獨逸の對英輸出	英國の對獨輸出	
一九〇九年	一三、〇	二、九
一九一〇	一一、七	三、〇
一九一一年	一三、二	三、九
一九一二年	一一、〇	四、〇
一九一三年	一六、四	四、〇

千九百十三年獨逸の對英飲食料煙草の輸出一千六百四十萬磅中、一千八十九萬四千磅は精粗兩種の砂糖にして、同種輸出額の六割六分に當

る。

第二類 原料品

一九〇九年	四、九	六、六
一九一〇	五、九	七、〇
一九一一	五、一	六、八
一九一二	六、六	七、二
一九一三	七、一	八、四

千九百十三年英國の對獨原料品輸出八百四十萬磅中、五百三十四萬六千磅は石炭にして、同種輸出額の六割三分に當る。

第三類 製造品

一九〇九年	三九、四	二一、九
一九一〇	四三、六	二六、〇
一九一一	四六、四	二七、六
一九一二	五一、七	二八、〇
一九一三	五六、一	二七、〇

第三類に屬する商品の英獨間に於ける輸出入を見るに、獨逸の對英輸出品は種類甚だ饒多にして、輸出額は英國の對獨輸出額に及ばざること甚だ遠きを以て、一箇の貨物に就て云ふとき

一方に英國の對獨輸出は獨逸の方に嚴峻なる保護關稅あるに拘はらず、前記の如き發達を爲し千九百十三年中の輸出に就て見るに、綿絲の五百十四萬一千磅、綿布の百八十萬磅、綿製品の六十三萬三千磅、羊毛並に毛織物製品の八百十四萬七千磅を以て、其重なるものとす。

第四類 雜品(單位一千磅)

一九〇九年	五二一	七九四、五
一九一〇	五六〇	九四五、三
一九一一	五六七	九五八、三
一九一二	六九四	一、〇五九、七
一九一三	七〇〇	一、二五五、九

右の外、獨逸が英國殖民地產物の供給を受けるの狀態は英獨兩國の貿易關係に於て、重要な一項目とせざる可からず。今、英國殖民地產物の對獨輸出高を擧ぐるに左の如し。(單位百萬磅)

食料品	原料品	製造品	合計
一九〇九年	一、八	一〇、七	二、三
一九一〇	一、八	一三、三	一四、九
一九一一	一、八	一三、三	一七、九

は、其英國に輸出せらるゝもの必ずしも大ならず。現に化學工藝品の如き、千九百十三年の對英輸出は百十三萬五千磅にして、其内の百九萬八千磅は英國に留まり、他は他國に再び輸出せられ、外に硝石百十五萬六千七百磅、鹽酸加里四十四萬一千四百磅、曹達十萬二千磅の對英輸出あり。染料の對英輸出は千九百十三年に於て百七十三萬磅にして、内百七十一萬七千磅は英國内に留まり、電氣機械、同部分品の對英輸出は同年七十二萬一千磅にして、内六十九萬九千磅は英國に留まり、各種機械の對英輸出は百五十四萬六千磅にして、内四十六萬八千磅は英國に留まり、鐵、鋼鐵類の對英輸出は七百二十三萬二千磅にして、内七百十九萬一千磅は英國に留まり、樂器同部分品の對英輸出は九十萬一千六百磅、絹織物の對英輸出は百七十五萬八千磅、リボンの對英輸出は四十九萬三千磅に上れり。

一九一一	一、九	一、三	三、一	一八、一
一九一二	二、二	一、四	二、九	一九、二
一九一三	三、五	一、四、一	三、二	一九、八

千九百十三年殖民地產物の對獨輸出中、四百十萬磅は羊毛にして、専ら濠洲並に新西蘭の供給に係れり。

前記の數字に就て考ふるに、今後聯合國經濟會議の決議實行せられて、英獨兩國貿易上の關係遮斷せられんか、獨逸は英國殖民地產物の供給自由ならざるが爲めに最も不利の狀態に陥らざるを得ず。蓋し獨逸の製造工業は近年著しく發達したりと雖も、原料の點に於て自給の地位に居るものに非ず、現に英國殖民地產物中原料品の對獨輸出が千九百九年と同十三年とを比較し、一千七十萬磅より、一千四百十萬磅に上れるが如き、其一斑を示すものにして、一方に聯合國が經濟會議の決議に於て、本國並に殖民地に於ける天然資源の供給を統轄し、敵國に對

する供給を制限するの一項を加へて、以て獨逸を脅嚇するの手段に出でたる所以自ら理解せらる可し。然も英國も亦年額三千萬磅に近き製造品の販路を失ひ、同時に飲食料品の輸入に不便を訴へ、是等の他の源泉に依て補充せらるゝまで、不利の地位に立たざるを得ざる可し。

第二 佛獨兩國の關係

フランクフルト條約第十一條に於て、佛獨兩國は最惠國に對すると同一の取扱を他に與ふることを約定し、兩國互に保護關稅則に依て貿易を制限すると雖も、尙ほ相當の發達を致しつゝあり。今、佛國輸出入貿易の國別表を掲ぐるに左の如し。(單位百萬磅)

英國より	一九〇三年	一九〇七年	一九一二年	一九一三年
獨逸より	一七、六	二五、二	三九、五	四二、四
石			一九〇三年	一九〇七年
炭			四〇、二	八三

合衆國より	二二、四	二六、六	三五、二	三五、四
白耳義より	一一、九	一六、九	二一、四	二二、〇
露國より	一一、九	一〇、七	一七、一	一八、四
印度より	九、七	一四、二	一五、一	一五、三
同上輸出貿易				
英國へ	四七、二	五四、二	五六、七	五六、七
白耳義へ	二五、〇	三四、一	四三、九	四三、九
獨逸へ	二〇、三	二五、七	三二、五	三四、三
合衆國へ	一〇、〇	一五、七	一七、二	一六、七
瑞西へ	九、五	一三、九	一六、一	一六、〇
伊太利へ	六、九	一三、九	一八、一	一八、二

右の期間獨逸の對佛輸出は一倍四四に増加したるに對し、佛蘭西の對獨輸出は六割八分の増加に止まり、一方に米國の對佛輸出は九割九分の増加にして、佛國の對英輸出は一割四分の増加に過ぎず。

次に佛蘭西輸入貿易の内容を見るに左の如し。(單位百萬法)

一九〇七年	一九一一年	一九一二年	一九一三年
八三	一一八、三	一五〇、三	一六五

機械并に部分品	三三、九	七六、七	一三二、九	一三二
穀物	二一	五二、一	二五、七	八七

千九百十三年より同十三年に至る間佛國の輸入貿易は百七億二千四百萬法より百十三億四千九百萬法に増加し、増加額六億二千五百萬法に當れるが、此内の三億一千一百萬法即ち四割九分は石炭、機械、同部分品並に穀物の輸入増加に係るものにして、佛蘭西が製造工業に於て相當の發達を致したりと雖も、之を維持する原料品補助品に就て、外國の供給に俟つもの斯の如く大なりとすれば、經濟會議の決議に依て、獨逸

との貿易上の關係の遮斷せられたる曉に、如何なる影響を受く可きや。現に千九百十三年中佛國の獨逸より輸入したる石炭は一億六千三百萬法にして、殆ど輸入高の全部に當れり。今後獨逸石炭の供給を遮斷せんか、之を代るものを英國に求めざる可からざること、爲る可し。佛國の獨逸に輸出する原料品の種類並に數量は敢て少なしとせず、其一斑を擧ぐるに左の如し。(單位百萬法)

羊毛并に毛織製品	一九三年	一九〇七年	一九一二年	一九一三年
綿絲綿製品	六五、六	六七、二	六一、七	六〇、五
銅	二二、五	三二、七	五七	五九、七
	四、四	一〇、二	一三、二	一三、五

右の内塊銅の外、佛國の獨逸に輸出したる原料品は他國の産物を再輸出したるものなり。隨て經濟會議決議實行の曉に、其原産國にして會

議の一員たる英國又は英領殖民地たる以上は、佛國に向つて、獨逸に對して再輸出せらる可き物資の供給を絶ち、以て獨逸を壓迫するの手段

に出づ可き故に、佛國亦是等貨物の再輸出に依て從來收めたる利益を喪失するに至らざるを得ず。

食料品の貿易に就て佛蘭西の地位を見るに、佛國の輸入する食料品は穀物、馬鈴薯の如き、

佛國飲食料品の對獨輸出 (單位百萬法)

食卓用果實	一九〇三年	一九〇七年	一九一二年	一九一三年
葡萄酒	三、五	一〇、四	二〇、九	一五
	二四、九	二九、五	二〇、五	三三、二

故に食料品の輸出入に就て、獨佛兩國互に販路を遮断せんか、佛國の苦む所は獨逸の苦む所に比して、大ならざるを得ず。

化學工藝品に就ては、佛獨兩國間互に輸出入の行はるゝこと左表の如し。(單位千萬法)

獨の對佛輸出	佛の對獨輸出
一九〇三年	二四、三
一九〇七年	一〇、〇
一九一一年	三四、七
	一一、七
	五八、五
	三一、七

獨逸は近年化學工藝品の製造に就て、長足の進歩を爲したりと雖も、尙ほ其供給を獨占するの地位に達する能はず。現に千九百十三年の統計に就て云へば、佛獨兩國の輸出入百分中、佛の獨に賣る所三十一にして、獨の佛に賣る所六十九の割合に居り、單に染料の一種に就て見ても、獨の對佛輸出は六百三十萬法にして、佛の

對獨輸出は百六十萬法なり。故に聯合諸國と獨逸兩國との經濟的關係にして遮断せられんか、前者は勢化學工藝品の供給を佛蘭西に求むるに至る可く、佛國の化學工藝業が斯る急劇なる需要の増加に接して、能く之に當るを得るや否やは一箇の疑問にして、斯業の此程度に達せざる

限り、英國に於ける化學工藝品の供給は戰爭前に於けると同様の豊富なる状態に至らざる可し。上述以外の諸貨物に就ては、獨佛兩國間に於ける輸出入の状況を掲げて、以て一般の趨勢を示すに止めんとす。

皮革の輸出入 (單位百萬法)

粗製皮革	獨の對佛輸出	佛の對獨輸出	精製皮革	獨の對佛輸出	佛の對獨輸出	皮革製品	獨の對佛輸出	佛の對獨輸出	
	一九〇三年	一四、二		四六、八	一九〇三年		一三、二	一一、三	一九〇三年
	一九〇七年	一一、四	四三、四	一九〇七年	一三、四	一一、三	一九〇七年	一五、五	一一、五
	一九一二年	二一、五	六〇、四	一九一二年	二一、四	二二、五	一九一二年	四六、五	三三、五
	一九一三年	二二、六	七五、五	一九一三年	二〇、〇	二二、〇	一九一三年	四五、六	三二、四

種子の輸出入 (單位百萬法)

獨逸の對佛輸出	一九〇三年	一九〇七年	一九一二年	一九一三年
佛國の對獨輸出	二、四	四、九	七、七	七、六
獨逸纖維工業品の對佛輸出	一一、五	九、四	二二、九	一三、三

綿 絲	四、二	三、六	五	四、八	四、二
麻布、同製品	九	一、五	二、三	二、三	二、三
綿 製品	二〇、五	三二、一	二八、一	二八、二	二六、二
羊毛製品	一二、五	一一、六	八、六	八、八	八、八
絹 布	一三、八	一六、九	一二、六	一三、四	一二、八

佛國纖維工業品の對獨輸出

綿 絲	一〇、一	二二、九	一七、〇	一八、五	二三、六
綿 製品	五、二	一一、七	九、八	一二、三	一〇、五
羊毛製品	八、二	六、一	五、三	五、六	七、二
絹 布	一九、二	九、七	一〇、六	一〇、〇	九、八

即ち綿絲に於ては佛蘭西は多くを獨逸に輸出し、多くの綿製品を獨逸より輸入し、絹布に於ては、佛蘭西は輸出超過の地位に居り、殊に小包郵便に依て、輸出せらるゝ絹製品の少なからざることを左の如し。(單位百萬法)

獨逸製模造寶石の對佛輸出	一九〇三年	一九〇七年	一九一一年	一九一二年	一九一三年
佛國製金銀器寶石の對獨輸出	三、二	六、二	三六、五	三九、五	三七、七
	五、六	七、四	八、八	九、三	七、四

獨逸製玩具の對佛輸出	一一、七	一一、二	一五、七	一八、三	一九、七
佛國製玩具の對獨輸出	九、五	一六、四	一九、三	一六、〇	一八、九
獨逸製馬車自動車の對佛輸出	三、〇	一〇、二	五、八	四、〇	七、〇
佛國製馬車自動車の對獨輸出	六、五	一四、五	一四、四	一六、九	二二、〇
獨逸製陶器硝子器の對佛輸出	一七、四	二九、四	四二、一	四四、五	三七、四
佛國製陶器硝子器の對獨輸出	三、四	四、二	四、六	五、〇	四、八

右の内、佛國の獨逸に對して、輸出超過の地位に居るは、馬車自動車の類のみにして、玩具は輸出入賒ほ相同じく、他の貨物に就ては獨逸は總て輸出超過の地位に居れり。兩國經濟上の關係永久に斷絶せんか、此稱の貨物に就ては佛國は獨逸貨物に對する市場を閉鎖して、必ずしも大なる苦痛を訴へず、獨逸亦他方面に市場を開拓するに至るもなと認むるを得べし。